

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 6 号	受理年月日	令和 7 年 6 月 1 2 日
請願の件名	「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願 (要旨) 「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」を提出してください。 (請願趣旨) 現行の民法750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定められています。しかし、夫婦同姓が義務付けられているもとで、結婚時に改正するのは、現在も95%が女性であり、同姓の強制は、個人の尊厳と男女平等、夫婦は対等平等との日本国憲法の趣旨にそぐわず、同姓か別姓かを選べる制度への転換が急がれます。 昨年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、「女性が夫の姓を名乗ることを余儀なくされていることは差別的」であり、選択的夫婦別姓制度にすべきと4度目の勧告を行いました。近年国内でも、各種世論調査で、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対を大きく上回り、地方議会での意見書採択も524件(2025年6月3日時点)可決されています。昨年の総選挙でも、多くの政党が制度の導入・実現を公約しました。 夫婦同姓が強制される国は世界中で日本だけとなっています。日本政府が、国連の度重なる勧告にもかかわらず放置し続けることは許されません。 よって宮崎県議会でも国会及び政府に対して、民法を改正して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択してくださいますよう請願します。		
紹介議員	重松 幸次郎 下沖 篤史		